

北海道神宮奉賛むすび会会員に関する規程

第1条(目的)

この北海道神宮奉賛むすび会会員に関する規程は、北海道神宮奉賛むすび会(以下「むすび会」という。)の会費と規程に関することを定めたものである。

第2条(定義)

むすび会の目的に賛同し、所定の入会申込書を提出し、会費を納める個人を会員とする。

第3条(会費)

むすび会会則第10条、「内規」第3号、第4号に基づき、会費は以下の通りとし前納する。なお、既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

1. 入会金 1,000円
2. 年会費 2,000円
3. 誕生感謝祭 2,000円
4. 大会 3,500円(毎年1月15日新年会、5月15日春季大会、9月15日総会)

第4条(資格の喪失)

会員は、次の項目によりその資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 期限内に年会費の納入がないとき
3. 死亡したとき
4. 除名されたとき

第5条(退会)

会員が退会しようとする場合は、書面もしくは口頭をもって退会を申し出なければならない。

第6条(除名)

会員が以下の項目に該当するときは、役員会の承認を得て、除名することができる。

1. むすび会の名誉を傷付け又は目的に反する行為のあったとき
2. 営利目的他、不当にむすび会名義を利用し著しく信頼を失墜させる行為のあったとき
3. 反社会的な団体及びその構成員又はそれに準ずる者であることが判明したとき

附則

本規程は、令和5年9月15日から施行する。